



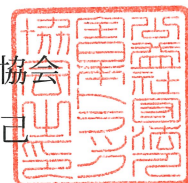
全ト協発第 27 号(企)

令和 7 年 4 月 9 日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会 長 坂 本 克 己



**米国自動車関税措置等により影響を受ける
中小企業との取引に関する配慮について**

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 4 月 3 日付で、米国による自動車に対する追加関税措置が発効し、日本から輸出する広範囲の品目に追加関税を課す相互関税が発表されました。

このような状況下において、官民を挙げて推進してきたサプライチェーン全体での適切な価格転嫁や取引適正化の取組が阻害されることのないよう、今般、国土交通大臣、及び経済産業大臣の連名により、別紙の事項について周知徹底を図るよう要請がありました。

つきましては、貴協会傘下会員事業者に対し、別紙の事項について周知を図っていただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上